

## 今治市地域公共交通計画の更新に係る基礎調査業務 仕様書（案）

## 1 目的

本業務は、今治市における地域公共交通の維持・確保を図るため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）に基づき、地域交通のマスタープランである「今治市地域公共交通計画」（計画期間：令和 2 年度から令和 6 年度まで）の令和 7 年度の更新に向け、今治市の公共交通に係る現状と今後の課題を詳細に整理するための調査を令和 5 年度に実施するもの

## 2 業務名

今治市地域公共交通計画の更新に係る基礎調査業務

## 3 履行期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 18 日（月）まで

## 4 業務内容

## (1) 現計画を踏まえた公共交通の現状整理

既存の統計データや委託者が提供する資料等を基に、市内の地域公共交通等の現状を把握し、令和 6 年度に予定する「今治市地域公共交通計画」の更新検討に資する内容として整理を行う。

## [整理する項目]

- ・人口動態、人口分布、高齢化率などの状況
- ・自家用車保有率、運転免許証返納件数、交通事故発生状況
- ・通勤及び通学による人口流動、観光客の入込状況
- ・地域公共交通の現状（運行状況、利用状況など）
- ・県全体の幹線公共交通ネットワーク（幹線バス路線や当該系統に接続するバス路線の現状整理）
- ・公共交通以外の輸送手段の状況（スクールバスなど）
- ・乗換検索、キャッシュレス（交通系 IC カードなど）の状況
- ・バリアフリー化の状況（鉄道駅、バス車両、交通結節点）
- ・郊外エリアにおける公共交通空白地域の状況

## (2) ニーズ、実態等の調査

## ① アンケート調査

日常の移動実態や地域公共交通の利用状況、既存サービスに対する評価・ニーズ、今後の利用意向等を把握するため、市民を対象としたアンケート調査を実施する。

アンケート調査は、本市中心部及び新都市内の主要施設や居住地等での実施を想定しており、回収した調査票について、入力及び集計を行いとりまとめる。

アンケート調査内容等の詳細については、予め発注者と協議のうえ決定する。

## ②利用者の移動実態の分析

①で把握した移動特性やニーズについて、各種データ（ビッグデータ（携帯電話GPSデータ等）、国勢調査結果など）を活用することにより有効な分析を行う。

分析方法については、予め発注者と協議のうえ決定する。

## ③交通事業者等へのヒアリング

交通事業者やモビリティハブとなる主要施設等に対するヒアリングを行い、公共交通の現状や問題点、将来の見通し等について状況を把握する。

## (3) 現計画に対する評価、課題、新たな戦略等の整理

(1) 及び (2) の結果を踏まえ、現計画に対する評価を実施するとともに、今治市における地域公共交通が直面している状況や問題点を明らかにし、地域公共交通に係るニーズ、課題、今後の新たな戦略等を整理する。整理にあたっては、令和6年度に更新検討を予定している「今治市地域公共交通計画」の基本方針、数値目標、主要施策を視野に入れたものとする。

## (4) 打合せ協議

業務着手時、中間時（3回程度）、最終納品時の計5回程度打合せ協議を行う。

## 5 業務体制等

受注者は、委託契約締結後、速やかに本委託業務のスケジュールを作成し、発注者の承認を受けること。また、業務の履行に当たっては、発注者と常に綿密な連携を図り、重要な判断が必要な場合は、予め発注者の承認を受けること。

## 6 成果物の提出等

### (1) 成果物

本業務の成果物は以下のとおりとし、使用の詳細は協議の上決定する。

①業務報告書（A4版）3部

②調査報告書（A4版、カラー）3部

③調査報告書概要版（A3版、カラー）3部

④①～③を記録した電子媒体（CD-R）一式

※電子媒体については、①から③それぞれをPDFおよび加工可能なデータ形式（ワード、エクセル等）で作成し、提出すること。

### (2) 納入場所

〒794-8511 愛媛県今治市別宮町1丁目4番地1 今治市地域振興課

## 7 想定スケジュール

項 目	日 程
公共交通の現状整理	契約締結日から令和5年10月
ニーズ、実態等の調査	令和5年11月
評価・課題・戦略等の整理	令和5年12月～令和6年3月
報告書のとりまとめ	令和6年3月

## 8 留意事項

### (1) 法令等の遵守

受託者は、本業務の実施に当たり、本仕様の定めるもののほか、関連する法令等を遵守しなければならない。

### (2) 受託者の責務

受託者は、業務の遂行に当たり最高の技術を発揮するよう努めるとともに、必要と考えられる場合においては、本仕様書に定められない内容であっても積極的に提案を行うこと。

### (3) 技術者の配置

受託者は、業務全般の技術的管理及び秩序正しい業務遂行のため、次の資格を有する者を配置するものとする。

ア 管理技術者及び照査技術者は、次のいずれかの資格を有していること

- ①技術士（総合技術監理部門）
- ②技術士（建設部門：道路又は都市及び地方計画）

イ 担当技術者のうち1名は、次のいずれかの資格を有していること

- ①技術士（総合技術監理部門）
- ②技術士（建設部門：道路又は都市及び地方計画）
- ③R C C M（道路又は都市計画及び地方計画）

### (4) 業務遂行上の費用

本業務の遂行等において、本仕様書に明記のないものであっても、必要と認められる事項については、発注者と協議のうえ、原則として受託者負担により実施するものとする。

### (5) 資料の貸与

発注者が保有する本業務に必要な資料は、受託者に貸与するものとする。貸与資料については、厳重に管理するものとし、外部に漏洩してはならない。なお、業務完了後速やかに返却するものとする。

(6) 守秘義務

受託者は、本業務の処理上知り得た個人情報やその他の秘密を他人に漏らし  
てはならない。業務完了後もまた同様とする。

(7) 損害の賠償

本業務の実施にあたり、第三者に損害を与えた場合、直ちにその状況を報告  
し、発注者の指示に従うものとする。なお、損害賠償の責任は、受託者が負う  
ものとする。

(8) 再委託の禁止

受託者が業務内容の全てを一括して第三者に委託することを認めない。ただ  
し、主たる業務を除き、発注者に承諾を得た場合についてはこの限りではない。

(9) 成果品の帰属

本業務で得られた成果品の著作権は、ホームページへの掲載を含め全て発注  
者に帰属するものとし、受託者は、発注者の承認を得ずに複製、使用、流用又  
は他への公表をしてはならない。また、履行に当たり、第三者の著作権等に抵  
触するものについては、受託者において処理するものとする。

(10) その他

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合には、その都度発注者と受  
託者が協議のうえ、決定するものとする。